

「景行記」を可能とする『古事記』倭建命の論理

——「祖禰」をめぐる「景行紀」の思考の分析を通して——

山田 純

はじめに

『古事記』と『日本書紀』の「倭建命・日本武尊」を考えようとする際、その研究リソースの大半が「ヤマトタケル」の「像」を構築する方向に向かっていたことは、戦後の同研究の方向性そのものを決定的に位置づけた吉井巖『ヤマトタケル』の影響が大なること、異論はなかろう。しかし、その上で、「像」の構築だけでは済まされない、ということとは指摘しておかなければならない。というのは、本来、「ヤマトタケル」は、その「像」を考えるだけでは、『古事記』『日本書紀』の「倭建命」「日本武尊」を考えただけにはならないためである。というのは、その「皇子」の活躍を語ることが、どうしてもそのまま「景行天皇」の一代記を語る『古事記』『景行記』

になり得るのか、という問題をどうしても振り切ることができないためである。

「倭建命」の東西征討を描くことが、そのまま景行「天皇」の御代を「史」的に語ることになる、ということは、どのように可能であると『古事記』それ自体の論理は述べるのであろうか。本来、このことは「天皇の神話」を明らかにしようとする近年の研究傾向においては、最重の検討事項であったはずである。

本稿では、「倭建命」さえ描けば、「天皇」のことは「言わないでもわかる」という展開を内在的に支える、「言わない」の論理を明らかにしてみたい。

1、問題の所在

―戦後「ヤマトタケル」研究一般概況として―

戦後の『古事記』『日本書紀』の「ヤマトタケル」をめぐる研究状況を概観すると、大きく三系統に区分し得よう。まず、戦後の「ヤマトタケル」研究の代表作として挙げるならば、吉井巖『ヤマトタケル』であり、西郷信綱「ヤマトタケルの物語」⁽³⁾であることは、異論がないのではあるまいか。まずは、吉井が概括して「はしがき」に以下のように述べるところから参看してみよう。

この本で私が書いたのは『古事記』のヤマトタケルである。ヤマトタケルは父から見捨てられた子であった。そして、その父が天皇であったことは、当然ながら、ヤマトタケルに天皇治世下の世界からの疎外、すなわち死という運命を与えた。天皇のための戦いに従いながら、かくてヤマトタケルはさまよいに似た旅路の果てに死ぬ。

だが、ヤマトタケルは死ぬには死ぬが、さまよいの果てにただ孤独に死んだのではない。彼の物語のなかで次第に自分の置かれた運命を自覚しはじめ、最後には素手で自分の力を試そうとする。それは敗残

に終るが、運命のなかでヤマトタケルがみずから決意と選択の道を選んだことは貴重であった。それはヤマトタケルの死を悲劇として終らせ、白鳥として去りゆく姿に美しい鎮魂の歌々を飾らせたからである。

まず、『古事記』「倭建命」の、その「像」を、「天皇治世下の世界」(父の世界)から「疎外」された皇子(子)と捉えようという立場である。その「疎外」は、結末として、父子のオイディプス的対立の〈悲劇〉に直接するのである。この立場から、歴史的な成立論を通して「ヤマトタケル」像を構築していくのが吉井論の全体であると認められよう。そこから導き出されるのは、「天皇治世下」からの「疎外」に対して、「素手で自分の力を試そうとする」ヤマトタケル像である。このことは、続く「はじめに」にも繰り返される。

『古事記』のヤマトタケルの話は、子が父に捨てられ、さまよいの果てに死ぬ話である。父と子との乖離^{かいり}、しかも子が求めようとする愛情を父が拒否する話、これはもともと深刻な人間悲劇の主題である。ヤマトタケルの話の底辺には、かかる悲劇の運命にある孤独の心情がしだいに深められている。そし

てそのような悲劇が、ヤマトタケルの話では、天皇と皇子という形をとって語られている。(中略)天皇制の成立と、これとは逆行する個人の自覚のなかで、ついには強い政治組織の壁の前で破れなければならなかった人間であり、その話はこのような主人公の挽歌という性格をもっているのではないか、という見方である。

ここでは、「天皇治世下」という、国家体制のごとき「強い政治組織」に対して、その「壁の前で破れなければならなかった人間」である「ヤマトタケル」の「挽歌」として『古事記』の「倭建命」を捉えていることが示される。『古事記』は「倭建命」を孤独な〈悲劇の皇子〉として描くものである、という「ヤマトタケル」像の構築である。これが第Ⅰ系統である。

そこでは、国家体制に唯々諾々として従う『日本書紀』の「日本武尊」に同じ関心を差し向けることは、着想のレベルからして皆無であることが見届けられる。すなわち、「忠実な下僕・天皇支配下の優等生皇子」である「日本武尊」に対して、『古事記』の「倭建命」は、かくも悲劇的に描かれるのである、という着想の水準においては、「日本武尊」の集中的な分析は、対比的な例

示以上の関心が持たれることはなかったということになる。この観点は、益田勝実も同じくする。

倭建命という、悲劇的運命を生きた男に歴史をになわせることのできる人々の心と、天皇の治績以外に歴史を語ることのできない人々の心とが、向き合っているのである。ある英雄的な男の生涯を語る以外に歴史を語るすべを知らぬ人々、それは、古く神々の生涯の伝承によって昔を語ってきた人々の心にながっている。そういう語り方を受け継ぐ可能性を抱きながら、それを破壊して〈史〉を編もうとするところに、律令的国家支配の性格が端的に表わされている。人々の心に生きてきた倭建は、〈史〉によってよみがえり得ぬまでに切りさいなまれる。日本の〈史学者〉たちは、司馬遷の『史記』を読みながら、人を描くことによって時代を描く方法は学び取らなかった。要するに、『書紀』の編者たちは、律令的官僚以外ではなかった。『古事記』の倭建は、倭建の伝承の滅び去ろうとする直前の姿である。⁽⁴⁾

まさに、滅びゆくものの、すなわち「ある時代の終焉をいたむ挽歌としての姿」⁽⁵⁾を見ているということになり、この点を吉井と同じくする、ということである。のみな

らず、「日本武尊」は、「律令的国家支配の性格が端的」であるとして、やはり「倭建命」像に集中していく姿も通じよう。そのようにして、「倭建命」を〈悲劇の皇子〉として捉える姿は軌を一にしている、と見なすことができるのである。両者は等しく『古事記』論の中の「ヤマトタケル」像を目指したのだ。

彼らに共通したのは、それが「戦争」とかわる点である。吉井は、「はしがき」の最後に、以下のように記す。

私は二十代のはじめを戦争のなかですごした。死はほぼ予定された確かなものとして前にあった。その死にずりこまないように、その死を自分のものとして受け取るようにみずからを励ましたことであつた。大方の戦友たちも同様な人が多かったのではない。南の海に飛んで帰らなかった友はどのようなに納得して死を受け取ったのか、それはわからない。ただ「天皇」のためということではなかったということは私にわかる。ヤマトタケルの死を追求していて、私は若くして翼を振って別れて行った人たちのことを思わずにはおれなかった。その意味で、この本は私にとって親しい友への鎮魂の書でもあった。これこそが、「本書を最も深いところで支えている精

神、真の意味で本書のモチーフというべきなのである」ものである。⁶⁾ここには、「死」と向き合った人々を、「倭建命」にそつと重ねるといふ想いを見てとることができる。そしてそのようなプロセスを経て、はじめて「文学的本質」が見えてきたという書物なのである。〈悲劇の皇子〉倭建命像への道程には、かような出発点がある。これが、まさに「はしがき」に示され、そして以降に展開される本書の通奏低音である。

なれば、「倭建命」が辿つた道は、そのまま、強権をもつ国家体制に死を命じられ、死の運命の前に彷徨する「ヤマトタケル」像を彼らに結晶させただろうことは確かなのではないか。すなわち、「天皇のため」という「思考停止」に陥った「参謀本部／軍令部（軍務官僚）」こそが、「倭建命」に死を命じた「強い政治組織」であつたならば、それに命じられ率先して何の疑問も持たずに従軍する「日本武尊」などに、「文学」Ⅱ「生／死」を見出すことなど不可能だった、ということである。それゆえ、『日本書紀』の「日本武尊」に寄り添うことなど、着想の水準からあり得ぬことであり、その「像」が追求されることもなかったのだ。これに対して、「倭建命」こそは、己と向き合い、行動を起こし、それは敗残に終

わるものの、個人の「生／死」を示した存在として描かれる、というわけである。まさに、これをこのように孤独な〈悲劇の皇子〉像として捉えることに、何ら瑕疵はないと断言しうる。

しかし、そもそも、「真の意味でのモチーフ」が導く〈悲劇の皇子〉という着想それ自体が、あるいはその像を構築していくプロセス自体が、従軍経験や戦争の思惟に支えられているということを忘れてはならない。これらを持ち得ない世代までが、〈悲劇の皇子〉像まで継承するならば、それはかつて人々を死地に追いやった国家体制と同じ硬直した思考停止の領分へと引きずり込まれることになる。その着想水準の固有性―再現不可能性―が、全体を覆っている点を見逃すと、甚だ危険な状況に陥ることは、注意されなければならないのだ。

一方で、同じ戦中世代でも、西郷信綱は、より抽象的な「王権」という概念で「倭建命」を捉えた。西郷は、「ヤマトの王権の発展過程には、当然、さまざまな歴史的事件や社会的変化が経験されたはずだが、それらは必ずしも歴史的・社会的なものとして自覚されたわけではない」とした上で、「それぞれそうであるべきイハレがなければならなかった」とする。⁽⁷⁾すなわち、現在の私た

ちが直線的かつ不可逆の時間軸にイメージする「歴史」は自覚されなかったが、それでも古代にとつてのそれはある、ということである。これを、

だが一方、そういう歴史的・社会的経験は、くりかえしを通して記憶の世界に蓄積され、時がたつにつれ、多くの山々の重なりであるアルプスが遠くから眺めると一つの山に見えるのと似て、あたかも一回的なできごとまたは一英雄のしわざであったかのごとく理念化・典型化される。

という形で示すのである。すなわち、歴史的事件は、構造化されて『古事記』にある、ということになる。そしてそれがエピソード単位で並列するのではなく、それらが相互に作用して『古事記』それ自体の構造を担うものと捉えるのである。まさに、「古事記を内的構造を有する一つの作品として取扱うことによってその本質を根源的に解明しようとする態度」⁽⁸⁾、すなわち「構造論的立場」⁽⁹⁾である。

これによって、「神話と歴史のねじれ現象を「構造」という概念を導入して解きほぐすことに成功」⁽¹⁰⁾し、「いわゆる歴史主義的な神話研究者の戦後天皇制への怨恨といったものを相対化する視点をもたらした」⁽¹¹⁾のであった。実

態的な「天皇制」という歴史的専制国家を想定するのでなく、「王権」という普遍的な統治権力の想像力を想定したのであった。これによって、『古事記』の「倭建命」像の考究は、「王権」の中で示される悲劇の英雄像という展開を迎えるのであった。その代表は、都倉義孝である。都倉論の「倭建命」像は、以下のように示される。

景行は、タケルの悲劇をより悲劇的たらしめるといふ文芸的效果を狙って無味乾燥、冷酷非情な命令者として造形されたのではなく、日常次元（ケ）における王権の顕現たる秩序性（正）の象徴として形象化された存在である。それゆえに、冷酷非情な「面」を着けていなくてはならない。正の象徴たる父景行に対して、乱暴者・破壊者である子ヲウスは、日常生活を超越する王権の非日常性（ハレ）の諸力（負）を托された存在なのである。それゆえに、秩序からはみ出した人間的行動・感情によって彩られるのである。両者は一対となつて、天皇家の王権の永遠なる神聖の秘蹟を更新する両義性（正と負）を支えるべく、形象化された父子にちがいない。¹²

これは、『古事記』が内在的に示す古代的な想像力の表象として、ヤマトタケル像を構築するものと見なければ

ならない。すなわち、『古事記』が語る「王権」というものの要請として、ヤマトタケルは構造的に英雄たらしめられ、その形象されている、という「構造論的解釈」¹³である。

このことについて、烏谷知子が、「全く同じ物ではないが二つを重ねて一つの物を完全に描き、物語を展開させるのが古代発想上の一つの様式である」とした上で、『古事記』は大和朝廷の国家統一の歴史を描く過程で、王権の側に立つ景行天皇は統一の成功者としての面を代表する人物として、また倭建命は、抗争の歴史を背負う人物として、一人の天皇における正と負の二面を描きわけたのであろう¹⁴とするのは、神話という叙述形式がもつ構造性を、余すところなく捉えたものとして、味読すべきである。

このように、『古事記』という「王権」の想像力展開の場において、「ヤマトタケル」像の構築が目指されてきたのである。これが第Ⅱ系統、すなわち「王権」史における「ヤマトタケル」論である。西條勉は、それが「倭建命」のみならず、『古事記』全体を覆う論理であるという観点を、系譜という『古事記』それ自体が内在的に示す情報から決定づけた点で、これを完成させたと評価

し得る。⁽¹⁵⁾

とはいえ、以上の「王権」史における「ヤマトタケル」論は、「ヤマトタケル」像を悲劇として語れば語るほど、「景行天皇」像が硬直化するという点を見逃してはならない。「負」である「倭建命」を焦点化すればするほど、景行天皇の「正」が具体性を失って透明な「天皇」という「記号／論理」に溶解して実像を失っていくという次第である。Ⅰ系において、あくまで「子を見捨てる父」としての天皇像が中核を占めていた時には問題にならなかったものが、「王権」を代表する「天皇」として固定化されてしまうと、景行天皇は「王権」論理の非人格的な「顔」としてのみ結晶し、抽象化してしまうのである。その「正」が、ある意味で絶対化してしまい、「無謬の論理」として具体性を喪失するのだ、ということである。その「王権」を実体化して考えるような事態に陥れば、さらに問題である。すなわちそれは、『古事記』景行天皇の絶対性と、「日本武尊」に東西征討を命じた律令国家のそれとが、「権力の論理」という水準において統合し、簡単に置き換え可能な記号になってしまったためである。『古事記』『景行』Ⅱ『日本書紀』Ⅱ律令の論理の等号が成立し、作品的に固有な「景行天皇像」が混合して

その差異が解消してしまうのだ。

一方で、この「王権」を、あくまで『古事記』の叙述の中にのみある論理、と捉えて実体化を避けたのが、神野志隆光であった。神野志論は、『古事記』をあくまで書かれたもの、記述されたものという観点を堅持して、実体的権力と別置する。その上で、作品の固有性として『古事記』のみに見られる「ことむけ」という理念に注目した。すなわち、「ことむけ」は『古事記』の軸といってよい」として、その代表としてヤマトタケルを「ことむけ」する者として、実体としての武力統一の歴史とは乖離した「理念」として捉えたのである。

伏ろわぬことは、とりもなおさず「礼」の問題なのである。クマソ征討は、いうなれば「礼」なきもの、すなわち「荒」なるものを、「礼」の秩序のうちにくみこむことである。「礼」の秩序の共有、それが「王化」なのである。『古事記』はこの「王化」を、「荒ぶる神を言向け和平す」として表現する。いいかえれば、この「礼」に媒介された表現によって、『古事記』は、「王化」の論理をわがものとし、その歴史叙述の軸を具体的に獲得した。「ことむけ」による「荒」↓和平の秩序化、それによるひとつの秩

序の共有の達成―、血統擬制とそこへの包摂という「王化」の原理はかかる形をとって顕現する。¹⁶⁾

このように、『古事記』が内在的に示す理念的な論理が抽出され、結果、「倭建命」が『古事記』において果たしうる「王化」の役割が示されたのであった。倭建命の「像」を構築せずに、『古事記』の論理の中に彼を位置づけたのである。ヤマトタケル「非」英雄論とも言うおうか。このことが、後に示す第Ⅲ系統の基点となっていることは、注意してしかるべきである。その一方で、「像」を示さなかったがために、『古事記』における「王化」の論理は示されたものの、それが「倭建命」でなければならなかった理由が明確ではなくなってしまう、という危険性を併せ持つことになった。たとえば福田武史が、「倭建命」の東征譚に注目し、

「東方十二道」は、倭建命に先立って、建沼河別命によって征伐されているが、そこでは「東方十二道」における神の世界の秩序化は問題とされていない。倭建命は、そこでは果たされなかった神の「言向」を行う。さらに、国造を任命することによって、「道」であった東方の広がりをも「国」として制度化することを果たす。「あづまの国」の成立によって、

大八島国全体が天皇の世界として秩序化されたと『古事記』は語るのである。¹⁷⁾

とする論述は、『古事記』それ自体が語る論理の読解である。しかし、それが「倭建命」でなければ果たされ得ぬもの、あるいは、垂仁や成務ではなく、景行天皇の時代においてのみ語り得るものである、とする「王化」の内在的な論理は、『古事記』それ自体の内部徴証として別に示される必要が生じてくるのである。

しかし、あくまで『古事記』の論理に基づいて、「倭建命」を分析するという方法が誤りでないことは、この研究傾向がさらに先鋭化するⅢ系によって示されるであろう。その代表は、稲生知子である。稲生論は、「言向」に代表される『古事記』の「ことば」をめぐる秩序世界の叙述を重視したのである。すなわち、天皇の「ことば」をその通りに理解できない「倭建命」像が示されること、『古事記』が語ろうとする「天皇像」そのものを語ることになるのだ、ということである。

言葉によって国を統治していく天皇のあり方を語る『古事記』の文脈の中で、倭建命は決して天皇と記されることはないのである。¹⁸⁾

これは、述べられる通りであろう。これこそが、『古

事記』という書物に内在的に示される「倭建命」像ということになる。すなわち、「天皇」の「ことば」を正確に受理し得ないという「倭建命」像である。この観点は、松田浩の近年の研究と並び、いよいよ深化されていくことになる。『天皇像』を描くという『古事記』の内在的な論理と「倭建命像」が融合することで、ひとつの到達が導かれたということになるためである。

しかし、稲生論では、「景行天皇」の一代記を語るという「景行記」の全体性からは、まだ遠いと看取されなければならぬ。それは中村啓信によって、「『古事記』の景行天皇記は、帝紀的記事でのみ景行天皇たりえてゐるものの、中身の圧倒的分量はまさに倭建命記となっていることが知られる」と述べられる通り、「倭建命記」を語ることがそのまま「景行天皇像」を語ることになる、という論理は不明のままであるためだ。他の天皇紀と比較したならば、それはたまたま語られていないと見なすことに躊躇いを感じずにはいられないのである。なれば、「景行」については、「語らない」という方が、より本質的な『古事記』の論理の問題であると推察されよう。景行の事績は「語らない」という『古事記』の論理が求められなければならないのである。

2、「倭建命」だけを語る『古事記』

Ⅱ「景行」を語らない『古事記』

「景行記」の大部を占めるのが「倭建命」の東西征討記事である。これは益田勝実が述べるように、

『古事記』と『日本書紀』の同じ景行天皇のくだりを読み比べてみると、これほどまでに違うか、と驚かされることがある。それは、「景行記」は景行天皇の系図的叙述をしたほかには、天皇を中心にした記述をしていない、ということである。倭建命の物語ばかりであり、それで終わっている。それに対して、「景行記」のほうは、天皇は美濃に行幸してもいるし、筑紫征伐にも自ら出かけている、というふうで、やまとたけるのみこと日本武尊（『紀』はこう書いている）の物語はその一部として、天皇の事跡の記述の間にまぐばられているにすぎない。『古事記』の編者と『書紀』の編者の意識の間には、非常に大きな隔りがある。⁽²¹⁾「天皇を中心にした記述をしていない」というのが正確であろう。しかし、その理由を、それを望む貴族がいたゆえである、と捉えるだけでは、不足である。「天皇を中心とした」叙述を必要としない『古事記』の論理が示

される必要があるためである。一方で、『日本書紀』は、「景行天皇」を描くのである。

日本武尊と景行は互いを不可欠な存在として捉えていることがわかる。そしてこの描き方こそが、英雄ヤマトタケルの書紀なりの受容方法だったといえるのではないだろうか。伝承されてきた英雄を、書紀は漢籍の表現を借りて新たな英雄として形象し、そうした英雄と景行を一体化させた。最終的に天皇に回収する形で英雄は受容されているのである。⁽²²⁾

このように述べる松本弘毅の言に耳を傾けるべきである。すなわち、『日本書紀』の「日本武尊」像は、「景行天皇」を必要とするのである。あるいは、『日本書紀』の「景行天皇」像は、「日本武尊」を必要とするのである。まずは、「日本武尊」について考えてみる必要がある。

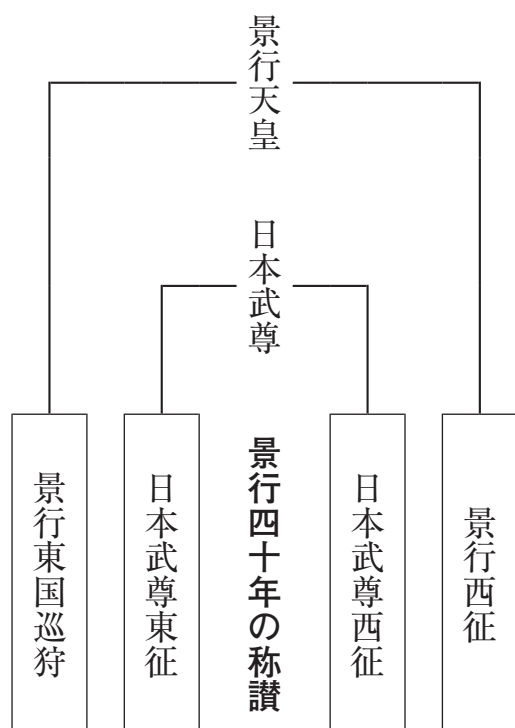
今、『日本書紀』「景行紀」のあらましを示せば、以下の通りとなろう。

景行西征			
二十七年	十九年 二十年 二十五年	十二年 十三年 十七年 十八年	即位前紀 元年 二年 三年 四年
春二月	秋七月 八月 秋九月 春二月 秋七月	秋七月 八月 九月 冬十月 十一月 十二月 夏五月 春三月 春三月 夏四月 五月 六月 秋七月	秋七月 春三月 春二月 春二月 是月 冬十二月
蝦夷発見の報告	武内宿禰、北陸東方派遣 五百野皇女斎宮派遣記事 都に凱旋 筑後国的邑地名由来記事 筑後国進出 肥前進出 肥国名由来記事 肥後国征討 筑紫国巡狩 思邦歌 熊襲征討完了 熊襲征討 日向進出 豊後進出 豊後征討 日向進出 熊襲反乱 筑紫行幸 周防国征討 豊前進出 紀伊国行幸記事 美濃国行幸記事 大碓命、美濃国派遣 美濃国還御	立太子記事 即位記事 系譜記事 紀伊国行幸記事 美濃国行幸記事 大碓命、美濃国派遣 美濃国還御 熊襲反乱 筑紫行幸 周防国征討 豊後進出 日向進出 熊襲征討 熊襲征討完了 思邦歌 筑紫国巡狩 肥後国征討 肥国名由来記事 肥前進出 筑後国進出 筑後国的邑地名由来記事 都に凱旋 五百野皇女斎宮派遣記事 武内宿禰、北陸東方派遣	立太子記事 垂仁崩御記事 系譜記事 日本武尊出生記事 武内宿禰出生記事 八坂入媛入内 系譜記事 皇子分封記事 纏向遷都

景行東征		武尊東征		武尊西征
五十四年 五十二年	五十二年 五十一年	是歲	四十年	二十八年
秋九月 冬十月 秋八月 是月	秋七月 夏五月 秋八月 春正月	冬十月	秋七月 夏六月	秋八月 冬十月 十二月 春二月
宮都還御 伊勢還御 上総国到着 伊勢巡幸 東方巡狩の詔勅	八坂入媛立后記事 皇后播磨太郎姫薨去記事 日本武尊系譜記事 仲哀出生記事 蝦夷畿内追放記事 成務立太子 武内宿禰寵愛記事	能褒野崩御 景行天皇による嘆きと葬送 陵墓造営 是歲四十三年記事 尾張国到着 胆吹山で蛇をまたぐ 遭難 信濃国進出 白鹿遭遇 美濃国進出 武蔵・上野転歴 陸奥国到着 蝦夷平定 甲斐国到着 相模到着 弟橘媛入水 駿河征討 伊勢神宮参拝	東夷反乱 日本武尊雄詔 斧鉞授受 景行天皇による日本武尊称讃	熊襲反乱 日本武尊、熊襲征討開始 日本武尊、川上梟帥征討 吉備・難波の悪神征伐 熊襲平定報告

五十五年	春二月	東山道に都督配置
五十六年	秋八月	御諸別王、東国征討
五十七年	秋九月	坂手池造営
五十八年	冬十月	田部屯倉設置
五十九年	春二月	近江国行幸
六十年	冬十一月	近江国にて崩御

今、「景行紀」全体を眺めると、「日本武尊」は「景行天皇」と行動を重ねるように見える。²³「景行天皇」が西征を行い、「日本武尊」が西征を重ねる。次いで、「日本武尊」が東征を行い、「景行天皇」がその故地を巡狩するという図式である。



これを、「日本武尊」は「景行天皇」の「二、番煎じ」の印象をまぬかれず²⁴と捉えるのみでいいのだろうか。少なくとも、「景行紀」の「日本武尊」は、「景行天皇」の事業に挟まれてある、ということは注意されてよい。つまり、「まくばられている」というよりも、それは、全体としての「景行天皇」の事業に、フレームワークとして包摂される形を示しているのが、「景行紀」の在り方である、ということである。

このように、構造的に「景行天皇」像に包摂される「日本武尊」は、まさに「景行天皇の分身」²⁵として叙述されることになる。しかし、少々趣を異にすることもある。それは、「日本武尊」は「悪神」さえ平定してしまふ、ということである。「景行天皇」は、あくまで、「魁帥」・「土蜘蛛」・「熊襲」という「皇命に従わない」者を征討したにすぎなかった。しかし、「日本武尊」は、「景

行天皇」と同じように「熊襲」を征する一方で、二十七年十二月条に、「其処有^二惡神^一、則殺^レ之（其の処に惡^{あら}ぶる神有れば、則ち殺す）」とするのである。「神」すら征討する「ヤマトタケル」であることは、『古事記』にも共通しよう。この点で福田武史の慧眼に服すべきであろう。⁽²⁶⁾一方で、『日本書紀』はこの「日本武尊」の西征を指して、「景行天皇」により、

所^レ向無^レ前、所^レ攻必勝。即知^レ之。形則我子、實則神人。

（向^{かたき}ふ所に前無く、攻むる所必ず勝つ。即ち知りぬ。形は則ち我が子、實は則ち神人^{かみ}にますことを）

（「景行紀」四十年秋七月条）

と称讃させるのである。すなわち、「景行紀」における「日本武尊」は、「景行天皇」の反復を行う「分身」でありつつ、同時に「神人」であるという「日本武尊」像が与えられるのであった。『日本書紀』における「日本武尊」には、まず「神人」としての像が示されるのである。その上で、後で「景行天皇」が自ら述べるように、

亦是天下、則汝天下也。是位則汝位也。

（亦是の天下^{あめのした}は、則ち汝の天下なり。是の位^{くらゐ}は則ち汝の位なり。）

（「景行紀」四十年秋七月条）

というように、「天皇」とほぼ同一の「分身」であるかのように語られるのである。しかし、それは「神人」であつて、「天皇」ではない、と示されるのだ。

繰り返そう。「景行紀」は全体として、「景行天皇」と「日本武尊」を重ねること、両者が互いにその裏側に透けて見えるように叙述される。まさに、「分身」として見せるのである。このことは、「景行天皇」の詔によつても、補強されるのだ。いわば、「景行天皇」は「日本武尊」であり、「日本武尊」は「景行天皇」である、という同質性が示されるのである。それこそが、「景行紀」が示す「日本武尊」像である、といえよう。しかし、そうでありつつも、両者が重なり、その同質性が強調されるからこそ、そこにある差異こそが強調されてしまうのである。すなわち、一方は「天皇」であり、他方は「神人」である、と。

なればこそ、「景行紀」は問題を抱えることになる。「天皇」ではない「日本武尊」を描きつつ、かつ「景行天皇」と同一であるという「歴史」を叙述する『日本書紀』の思考はいかなるものであつたのかを確認しなければならぬ。

3、「汝の天下、汝の位」の「景行紀」

「景行紀」が示す「日本武尊」像は、先掲の「景行天皇」による「神人」認定の言葉に先立つ、「力能扛^あ鼎（力能く鼎を扛ぐ）」にも示されよう。ここで、『史記』『漢書』に見える「項羽」を想起させる四字句が用いられている点に注目したい。

かつて小考で述べたことがあるが、「景行紀」において「日本武尊」像が構築される際、そこに「力能扛鼎」と「堤三尺剣」という、それぞれ項羽と劉邦を想起させる典拠が踏まえられている。これによって、「日本武尊」像は、項羽と劉邦という、互いに天下を競い合った対照的な英雄達の、互いの欠点を互いの美点で打ち消し合う完璧な英雄―すなわち、「完璧な項羽」と「完璧な劉邦」を併せ持つ「日本武尊」―として描かれているのである、と⁽²⁷⁾。他の人物像と重ねることで差異を生成し、そのようにして英雄像を叙述することは、「景行紀」のひとつの特徴なのである、ということになろう。しかし、それは同時に、項羽という皇位には即けなかった英雄と、前漢を打ち立てた劉邦という差異もまた強調されることになるのである。

そして、そのような「日本武尊」像が焦点化するのには、「力能扛鼎」が重ねて用いられ、「堤三尺剣」と組み合わせられる「景行紀」四十年条においてである。そしてその四十年条とは、「景行天皇」と「日本武尊」の、互いの東西征討の結節点に位置していることは、先の図式に示す通りである。この構造の「等号部分」に位置する四十年条を、時間順に見てみたい。

四十年詔において、天皇は、「日本武尊」を「力能扛鼎」と表象する。まず、「日本武尊」に対して、おまえは項羽と重なる、と述べるのである。その項羽並みの戦闘能力を示しながら、その欠点は持ち得ないという、完璧な皇子としての「神人」、と捉えるのである。

ここで注意したいことは、「項羽」は皇帝にはなれない、ということである。しかし、「日本武尊」は、天皇の表象に對える形で、果たして、「堤三尺剣」、撃^{ひき}熊襲^{みじかきつるぎ}国^{ひま}（「三尺剣を堤^{ひき}げて、熊襲国を撃つ」）として、自らを劉邦に見立てて言上してしまうのである。⁽²⁸⁾「忠実な下僕・天皇支配下の優等生皇子」であるのは、その戦闘能力と徳の高さをあわせもつ「完璧な項羽」なればこそのことであった。それゆえに、「是天下則汝天下也。是位則汝位也」という、「景行天皇Ⅱ日本武尊」の評価が

示されるのである。しかし、これが「日本武尊」像を構築するもうひとつの英雄「劉邦」であるならば、話は正反對になる。頼りない劉邦が、その欠点を打ち消す「勇猛な皇子」と重ねられるならば、それは「完璧な劉邦」になるが、彼は「皇帝」になる存在なのである。「完璧な劉邦」のまま叙述を進めるならば、それは「完璧な皇帝」という反逆者の誕生を語ることになる。ここで、自ら劉邦であると言上してしまうのが「日本武尊」なのであった。

そこで、「日本武尊」が「劉邦」と完全に重なるか、といえ、四十年条は重なりつつ重ならない、という叙述を示す。四十年是歳条に、「山神化^二大蛇^一当^レ道^一（山の神、大蛇に化りて道に当れり）」として、蛇に出会う場面に、それは端的に示される。これは、『漢書』「高祖紀」の、「化^レ為^レ蛇^レ当^レ道^一。今者赤帝子斬^レ之（化して蛇と為り、道に当れり。今者、赤帝の子、これを斬る）」を出典とする。²⁹⁾

「提三尺劍」として、劉邦を想起させつつ、「日本武尊」は蛇と出会う。すなわち、劉邦と同じ状況がそこに示されるのである。劉邦は同じ状況で蛇を斬ったのに対し、「日本武尊」は「因りて蛇を跨^{また}えて猶行でます」と、

蛇を斬らないのである。「三尺劍」を下げ、蛇と遭遇するという枠組みを同じくしながら、その結果に差異がある。「日本武尊」は劉邦と重なりつつ、その差異を明示するのである。

また、「日本武尊」は、古の聖王である「舜」とも重なりつつ重ならない、と述べられる。すなわち、「舜」とも差異を生成するのも、同じ四十年是歳条であり、そこで「日本武尊」は遭難する。これは、

堯、使^三舜入^二山林川沢^一、暴風雷雨、舜行不^レ迷。堯以為^レ聖。召^レ舜曰、女謀^レ事至、而言可^レ績^三三年^一矣、女登^二帝位^一。

（堯、舜をして山林川沢に入らしむに、暴風雷雨するも、舜は行きて迷はず。堯、以て聖と為す。舜を召して曰く、「女が事を謀れば至れり、而して言は三年を績むべし、女帝位に登れ」と。）

（『史記』「五帝本紀・堯帝」）
という、山林河沢に入っても迷わなかった「舜」の故事と重なるのである。ここでもまた、典拠表現を用いることで古の聖王を想起させて「日本武尊」像を構築する一方で、「日本武尊」は「舜」とは異なり、死に至る病を得る、という差異を叙述するのである。「日本武尊」が劉邦や

舜と重ねられることで生成する、差異としての「登極に至らない英雄」という「日本武尊」像、これが集中的に述べられているのが四十年是歳条であると考えられるのだ。項羽と通じる、と叙述され続けてきた四十年条以前の「日本武尊」像からの変化が、ここから見られるのである。

この流れは、更に加速して展開していく。というのは、東征において、「日本武尊」は駿河征討の折、当地の賊に謀られて、鹿狩りに出かけてしまう。ここは、『古事記』では「鹿」ではなく沼の神であって、『古事記』との決定的な違いでもある。⁽³⁰⁾ 項羽と劉邦を想起させつつ進展する「景行紀」の文脈においては、『史記』「淮陰侯列伝第三十二」の、「秦失^レ其鹿」、天下共逐^レ之（集解張晏曰、以^レ鹿喻^二帝位^一也。）（秦、其の鹿を失ひ、天下共に之を逐ふ（集解の張晏曰く、鹿を以て帝位の喩とすなり）。）が想起され得るであろう。そこでは、「鹿」は、「帝位」の喩えなのである。すなわち、「日本武尊」は「帝位」を追いかけてしまうのである。これは「皇帝」位をうかがう行為であり、決して「忠実な下僕・天皇支配下の優等生皇子」とは言いがたい展開が示されるのである。

のみならず、この難を逃れるとき、『古事記』では「草薙劍」を使用するが、『日本書紀』にはその記述がない。にもかかわらず、注において「一云、王所佩劍、叢雲」と述べ、ヤマトノヲロチを斬った劍名を挙げ、よって劉邦の斬蛇劍を想起させるのである。⁽³¹⁾ しかし、ここでも劉邦が秦帝室の喩である蛇を斬ったのに対して、草を薙ぎ払うというのみである。次いで、伊吹山の蛇の話が続く、舜の試練のような遭難の挿話が続く。劉邦や舜を想起させつつも、対比的にその差異を反復するのである。結果、「日本武尊」は項羽の客死という想起を揺曳させる、死に至る病を得る。このとき、「景行紀」は「始め^{なやみまずこと}て痛身有り」と表現する。

この「痛身」という語句は、『日本書紀』においては他一例、「仲哀紀」に用いられるのみである。仲哀天皇が神の託宣を信じず、翌日崩御する時、この「痛身」が用いられる。すなわち、『日本書紀』において天皇位にふさわしくない者に対して使う語句を「日本武尊」に使用するのである。ここから導かれることは、「日本武尊」は天皇位には即けないということの反復である。すなわち、「天皇」である「景行」との決定的な差異の形成である。

この差異こそが、逆説的に、「景行紀」における「景行天皇」像となるのであろう。「日本武尊」は「景行天皇」の分身などではない。逆なのである。「景行天皇」は、「日本武尊」と西征・東征の枠組みにおいて重ねられつつも、「日本武尊」とは異なり「天皇」であるという差異を生成するのだ。すなわち、『史記』『漢書』に見られる英雄の差異から生成される一英雄像としての「日本武尊」像の、さらなる差異を示す英雄像として、「景行天皇」像はある。すなわち、典拠を用いてまず項羽・劉邦・舜の差異としての「日本武尊」像が表われ、しかるのちにその日本武尊と重ねられる「景行天皇」像がその差異——天皇である——として表わされるのである。

そして、そのとき生成される意味とは、聖王舜や項羽、劉邦の差異からのみ生成される英雄像である「日本武尊」を「臣下」として抱える、より上位の「景行天皇」という位置づけなのである。項羽と劉邦と舜を重ね合わせた「日本武尊」でさえ、「天皇」には及ばない、というのが、「景行紀」の叙述する「景行天皇」像なのであった。それが「日本」の「天皇」なのである、と。そのような景行称讃の「景行紀」という姿を見届けたい。「日本武尊」＝「景行天皇」でありつつ「天皇」＝「皇子」としての

「景行紀」という姿である。

4、「天皇」としての「祖禰」不在の『日本書紀』

そうであるとするならば、「日本武尊」＝「景行天皇」でありつつ「天皇」＝「皇子」と述べることの意味、ひいては、それがどうして「景行紀」における「景行天皇」と「日本武尊」なのか、という問題に直面しよう。それは、おそらく、『日本書紀』全体の問題としてある。『日本書紀』は、そもそも律令国家「日本」が自らを「帝国」として自得する「歴史」を描くものである。³² そのような「歴史」において、看過し得ないテキストがある。『宋書』「倭国伝」の「倭王武の上表文」である。

順帝昇明二年、遣使上表。曰、「封国偏遠、作藩于外^レ。自昔祖禰、躬環^二甲冑^一、跋^二涉山川^一、不^レ遑^二寧処^一。東征^二毛人^一、五十五国、西服^二衆夷^一、六十六国、渡平^二海北^一、九十五国。王道融泰、廓^レ土遐^レ畿。累葉朝宗、不^レ愆^二于歲^一」。

（順帝の昇明二年、使を遣りて上表す。曰く、「封国は偏遠にして、藩を外に作す。昔より祖禰、躬ら甲冑を環き、山川を跋涉し、寧処に遑あらず。東して

毛人を征すること、五十五国、西して衆夷を服すること、六十六国、渡りて北海を平ぐること九十五国。王道融泰にして、土を廓き畿を遐にす。累葉朝宗して、歳に愆らず…」。

（『宋書』「倭国伝」）
律令国家「日本」が、自ら「帝国」であることを自証しようとするとき、その歴史に、中国皇帝へ上表文を奏上していること、のみならず、その藩屏として「祖禰」自らが東西征討を実施した、というのは、明らかに日本を「蕃国」と位置づけるものとなる。さりとて、『宋書』はそこにあり、『日本書紀』それ自体も典拠として踏まえているため、⁽³³⁾無視することもできないとしたならば、『日本書紀』はそのどこかで、この「上表文」の内容と対峙する必要があったのだ。それが「景行紀」ということになる。

というのは、「跋^二涉山川、不^レ違^二寧処^一」とは、山川を歩き回り、ほつとするひまもない、という意である。これは、「景行紀」四十年秋七月条において、「日本武尊」自らが、「熊襲既平、未^レ経^二幾年^一」（熊襲既に平ぎて、未だ幾の年も経ずして）、「臣雖^レ勞^レ之（臣勞しと雖も）」東征しようと「雄誥^{（おたけび）}」し、「跋涉」を試みようとするこ

すなわち、『日本書紀』「景行紀」を読解すると、『宋書』「倭国伝」の当該上表文は、倭王武の祖先としての「日本武尊」が想起される、ということになる。つまり、その「祖禰」に、「日本武尊」像が揺曳するのである。むろん、それは「日本武尊」の「分身」でもある。「景行天皇」にも即応しよう。天皇もまた、自ら親しく東西に赴いているためである。

それが「祖禰」とある以上、それは祖先系譜上の存在でなければなるまい。すなわち、血統が近接しない臣下による東西征討の「歴史」は、『宋書』上表文に即応しなくなるため、重ねることができないのである。さりとて、それが祖先の「天皇」であってはならない。そうすれば、上表という『宋書』が叙述する歴史を全面的に認めることになるためである。そうであればこそ、『宋書』の歴史に即してそれを包摂しつつ、一方で律令国家「日本」の「歴史」を可能とする叙述が求められることとなる。なれば、それはどのようなものとしてあり得るのだろうか。

律令国家「日本」の「歴史」においては、版図の拡大は、偉大な「天皇」の御業としてあるべきなのである。否、それは「天皇」と「臣下」の協業として、君臣一体

の事業としてあるべきである。それこそが、『日本書紀』が描く「日本」の「歴史」である。その意味では、「景行」と「日本武尊」が一体として「日本」の版図を拡大した、というのは、『日本書紀』の「歴史」として示し得る、ということである。すなわち、彼ら「景行」日本武尊の「君臣一体」の「祖禰」による御業なのである、と。しかし、同時にその「祖禰」が、「景行天皇」でもあり、「日本武尊」でもある、と重複させることこそが、『宋書』上表文に対する『日本書紀』の解答でもあるのだ。なぜなら、「景行天皇」日本武尊」と示されつつ、その差異、すなわち、「天皇」皇子」もまた、同時に強調されるためである。すなわち、「祖禰」という具体性皆無の変数には、その後の天皇の祖でありつつも「天皇」ではない「皇子」である「日本武尊」を代入することも可能になっているためだ。

つまり、この変数Xには、景行と日本武尊をひとつのものとして同時に代入できると同時に、いずれか片方のみを代入することもできる。この変数Xすなわち「祖禰」は、「日本武尊」のことである、と示し得るのが、『日本書紀』の解答なのである。それは、「皇子」という「臣下」の事業があつて、「天皇」が自ら中国の藩屏となつ

ていたわけではない、という解である。そして、どうもその「臣下」は皇位をうかがう不遜な者であつた、ということである。のみならず、「日本武尊」は、東征の完遂を上奏できていない、という解である。

「日本武尊」像を決定づける四十年条に見えるそれは、「日本武尊」が故国に帰ることができずに客死するということが示される。「日本武尊」は、「景行天皇」に東国征討の「上奏」ができないことを悔やみつつ、薨じる。すなわち、『日本書紀』が描く「歴史」では、「日本武尊」は東国征討を完遂したという「上奏」が果たせないものである。「天皇」に対して「上奏」しない、ということはその事業が完遂しないことを示す。すなわち、「日本武尊」の東国征討は「未完」なのである。

上奏されていない未完の事業は、果たして中国の「皇帝」に「上表」されるものなのであるか——形式を重視する律令国家においては——。なれば、『宋書』「倭国伝」は、その情報の確度に疑念が持たれることになる。一臣下の未完の事業を上表することなどありえるのか、と。すなわち、それはどこかに「誤り」があるのだ、というのが、『日本書紀』が描く「歴史」なのである。それは唯一權威ある「歴史」になり得ないものとして、「景行紀」

によってその中心から『宋書』が払い除けられてしまう「歴史」なのだ。

『宋書』『倭国伝』は、律令国家「日本」の歴史を描いた『日本』書紀』に比して、その確度に難がある、というのが『日本書紀』の態度なのだ。それは異なる「歴史」として別置されてしまうのである。いわば、『日本書紀』それ自体が、「複数の古代」³⁴をそこに認めるのである。それは、確かに「日本武尊」は「倭王武」の「祖禰」ではある。しかし、「日本」の「天皇」ではないのだ。東西征討の歴史があったとしても、それはあくまで「皇子」であり「臣下」の業、そして何よりも「未完」の事業なのである、と。

このような「歴史」の叙述は、『日本書紀』に構造的にあるものかもしれない。というのは、やはり「日本」の版図を海の向こうへ拡大した「祖禰X」もまた、「皇后」でありつつ、「〓応神天皇」であるためだ。「累葉朝宗」の歴史が神功三十九年条以降の「注」で示されることも含めて、課題としたい。

『日本書紀』が対峙の果てに見出した「解答」、そのような全体の下に置かれる「日本武尊」は、帰還して「上奏」することなどかなわず、項羽のように客死する展開

は必然として像を結ぶということになるう。

おわりに

だいぶ遠回りしたが、『古事記』において景行天皇が描かれずに「倭建命」のみが描かれる、その『古事記』の論理に戻ろう。『古事記』は、その内部に「天皇の天下」のみをもって「中国」をもたない。³⁵それゆえ、『日本書紀』のような「史」を叙述する上での『宋書』との対峙など、不要であった。『古事記』が対峙するのは『日本書紀』のみである。³⁶そこでは、中国史書との関係性など問題ではなく、いかに「天皇像」を描けるのかが問題だったのである。踏み込んで言うならば、律令に依拠しない天皇像であり、中国に向けて対峙させる必要のない天皇像である。なれば、景行天皇自らの東西征討という、そのすべてを『宋書』『倭国伝』との関係において機能させられていた事績は、その「史」を構成する必須の要素となり得ない。従って、『日本書紀』の「景行天皇」を、『古事記』の論理に従ってメタモルフォーゼさせれば、この時期に、「倭建命」によって東西征討がなされた、というのが、「景行天皇」を語る事績のすべてになるのである。

る。というのは、そのこと自体が、『宋書』の存在しない——「中国」の存在しない——『古事記』における「天皇像」の構築であるためである。「景行紀」と対比させたときに——つまり同じ天皇代において——のみ、「自ら甲冑をまと」わずに、「東西に征討」しない、「天皇」という差異を見せるだけで、『古事記』はその「天皇像」を『日本書紀』との対比において決定的に示し得る、ということになるからだ。

【注】

(1) ここでは、「ヤマトタケル」と表記した。しかし、本来的な訓は「ヤマトタケ」であること、中村啓信「ヤマトタケと訓むべき論」(『國學院雑誌』八十八巻六号 一九八七年六月。後に『古事記の本性』(二〇〇〇年一月 おうふう)に所収)が論じた通りであり、「旧訓にもどるべき」であることは明確である(神野志隆光『本居宣長『古事記伝』を読むⅢ』(二〇一二年三月 講談社))。本稿では、このことを踏まえつつ、『日本書紀』

の場合は「日本武尊」、『古事記』の場合は「倭建命」、そしてその訓は「ヤマトタケ」であるとする。一方で、先行研究の研究史を概括する場合と、その研究概況を指標する場合は、「従来の「ヤマトタケル」論」としての「ヤマトタケル」表記を採用した。

(2) 吉井巖『ヤマトタケル』(一九七七年九月 学生社)。
(3) 西郷信綱『古事記研究』(一九七三年七月 未来社)。もと『文学』第三十七巻第十一号(一九六九年十一月)。

(4) 益田勝実「王と子——古代専制の重み」(『火山列島思想』(一九六八年七月 筑摩書房))。

(5) 山崎正之「上代説話の一傾向——ヤマトタケル伝承を通して——」(日本文学研究資料叢書『古事記・日本書紀』Ⅱ(一九七五年四月 有精堂)。もと『立正女子大学短期大学部研究紀要』第十五号(一九七二年十二月))。

(6) 神野志隆光「吉井巖著『ヤマトタケル』をめぐって——『古事記』論の方法的可能性——」(『日本文学』No.28-Vol.4 一九七九年四月)。後に『古

事記』論の方法的可能性―吉井巖著『ヤマトタケル』をめぐる―」に改題して、『古事記の達成』

(二九八三年九月 東京大学出版会) に所収)。

(7) 注(3) 西郷前掲書。

(8) 西郷信綱「神話の言語―古事記研究史の反省」

(『日本文学』No.15-Vol.9 一九六六年九月)。後

に「古事記研究史の反省―一つの報告―」と改題して注(3) 前掲書に所収。

(9) 注(6) 神野志前掲書。

(10) 呉哲男「戦後、神話はどう語られてきたのか」(『歴史読本』第五十五巻第四号 二〇一〇年四月 新

人物往来社。後に「戦後の神話研究はどう語られてきたのか」と改題し、『古代文学における思想的課題』(二〇一六年十月 森話社) に所収)。

(11) 呉哲男「王権―古事記論に即して」(『古代文学』

二十八号一九八九年三月。後に「王権 古事記論批判」と改題して『古代言語探求』(一九九二年二月 五柳書院) に所収)。

(12) 都倉義孝「景行天皇と倭建命―王権の正と負と

―」(『講座日本の神話 6 古代の英雄』(一九七六年十二月 有精堂)。後に『古事記 古代王権の

語りの仕組み』(一九九五年八月 有精堂) に所収)。

(13) 岡部隆志「遠征する英雄と歴史」(三浦佑之編『古

事記を読む』二〇〇八年六月 吉川弘文館)。

(14) 烏谷知子「倭建伝承における文芸性」(古事記

学会編『古事記の文芸性』古事記研究大系八(一九九三年九月 高科書店)。後に「倭建伝承における文学性」と改題して『上代文学の伝承と表現』(二〇一六年六月 おうふう) に所収)。

(15) 西條勉「ヤマトタケル系譜とタラシ系皇統の王権

思想―大王制から天皇制へ―」(古事記学会編『古事記の天皇』古事記研究大系六(一九九四年八月 高科書店)。後に「タラシ系皇統の王権思想」と改題して『古事記と王家の系譜学』(二〇〇五年十一月 笠間書院) に所収)。

(16) 神野志隆光「ことむけ」攷―古事記覚書」(『国

語と国文学』第五十二巻第一号 一九七五年一月)。後に「ことむけ」と改題して注(6) 前掲書に所収)。

(17) 福田武史「あづまの国」の成立―倭建命による

「東方十二道」平定が果たしたもの」(『万葉』第

百九十九号 二〇〇七年十二月)。

- (18) 稻生知子『古事記』にとつての倭建命―「言葉」をめぐる問題から―(『古代文学』50号 二〇一一年三月)。

- (19) 松田浩「天若日子と雉の「言」と―『古事記』の語る「言」の秩序をめぐって―」(『古事記年報』五十九号 二〇一七年三月)。

- (20) 中村啓信「ヤマトタケノミコト西征の文学形成」(『大久間喜一郎博士古稀記念 古代伝承論』(一九八七年十二月 桜楓社)。後に『古事記の本性』(二〇〇〇年一月 おうふう)に所収)。

- (21) 注(4) 益田前掲書。

- (22) 松本弘毅「英雄の受容方法―ヤマトタケルの功績―」(古代中世文学論考刊行会編『古代中世文学論考』第二十二集 二〇〇八年十一月 新典社)。後に『古事記と歴史叙述』(二〇一一年三月 新典社)に所収。

- (23) 石母田正『古代貴族の英雄時代』(『石母田正著作集第十巻』一九八九年八月 岩波書店)や吉井巖「孤独の皇子・ヤマトタケル」(『歴史と人物』(一九七二年)。後に『天皇の系譜と神話二』

(一九七六年六月 塙書房)に所収)の指摘。

- (24) 注(5) 山崎前掲書。

- (25) 注(23) 石母田前掲書。

- (26) 注(17) 福田前掲論文。

- (27) 拙稿「日本武尊」の延伸性―「景行紀」と「景行記」の差異が織りなす複数の「ヤマトタケル」序論―(『古代文学』五十六号 二〇一七年三月)。

- (28) この部分にかんして、大館真晴は、「景行天皇が我が子日本武尊を神として認識している」と把握した上で、「そしてその背景には天神・もしくは現人神である天皇の霊力・威力によって、蝦夷を服属させていくという『日本書紀』なりの発想があったと考えられるのではないだろうか」と考える。この観点において、「是位則汝位也」の詔における「懷^レ之以^レ徳(懷くるに徳^{うつくし}を以てして)」を解釈した。ここは、劉邦よりも徳があるとされる子の文帝の四字句を用いるのである。景行は、項羽の戦闘力に加えて、文帝に匹敵する「徳により」蝦夷を従わせよと命じたのである。「景行天皇紀四十年是歳条にみる「懷之以徳」の解釈」(『昔

野雅雄博士喜寿祈念記紀・風土記論究』（二〇〇九年三月 おうふう）。これに対して、「日本武尊」は自らを「劉邦」に見立てるといふ、詔を誤解する文脈を生成するのだ。このように、天皇の詔を誤解する「日本武尊」像は、『古事記』の「倭建命」像（注（18） 稲生前掲論文の見解）のそれに連続するのではあるまいか。後考を期したい。

（29）『書紀集解』（一九六九年九月 臨川書店）の指摘。

（30）松田浩「鹿の古代伝承と水神と―日本武尊の鹿狩りをめぐって―」（『三田国文』第三十号 一九九九年九月）。

（31）注（2） 吉井前掲書。

（32）神野志隆光『古事記と日本書紀』（一九九九年一月 講談社）。

（33）「孝徳紀」白雉元年二月条「晋武帝咸寧元年、見三松滋」部分。岩波日本古典文学大系頭注の指摘。

（34）神野志隆光『複数の「古代」』（二〇〇七年十月 講談社）。

（35）神野志隆光「『古事記』中巻をめぐって」（『日本文学』No.34-Vol.12 一九八五年十二月。後に『古事記の世界観』（二〇〇八年二月 吉川弘文館）

に所収）。

（36）呉哲男「序の技法―阿礼の誦習と安万侶の撰録」（『国文学解釈と鑑賞』第四十七巻第一号 一九八二年一月。後に「古事記の構成力 日本書紀から古事記へ」と改題して注（11） 前掲書に所収）。

*『日本書紀』のテキストは岩波日本古典文学大系本に拠る。『漢書』・『史記』・『宋書』のテキストは中華書局本に拠る。

（本学准教授）

